

| | |
|-----|--|
| 公表用 | |
| | |

令和 7 年 12 月

第 30 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 12 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 7 年 12 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 10 名
欠席委員 3 名

| 議席 | 氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 6 | 舩津 鎮男 | 欠 |
| 13 | 吉村 郁子 | 出 |
| 8 | 藤川 放作 | 出 |
| 11 | 大田 完治 | 欠 |
| 12 | 長城 彰 | 出 |
| 7 | 西村 直仁 | 出 |
| 1 | 西本 一美 | 出 |
| 2 | 石本 浅夫 | 出 |
| 9 | 繁永 國廣 | 欠 |
| 5 | 川本 博 | 出 |
| 3 | 松本 功 | 出 |
| 4 | 富田 和重 | 出 |
| 10 | 沼口 宣寛 | 出 |

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

| | |
|-----------|---|
| 議案第 109 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 110 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 111 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 112 号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 議案第 113 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について |

7. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 井上 栄輔 |
| 農地係長 | 宮崎 崇文 |

| | |
|------|--|
| 会長 | <p>出席者 10 名で定足数に達していますので、これより、第 30 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">－委員・事務局朗読－</p> |
| 会長 | <p>それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 109 号から議案第 113 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしく申し上げます。最初に、議案第 109 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>朗読します。議案第 109 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 8 件。以上です。</p> |
| 会長 | <p>議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> |
| 藤川委員 | <p>今元地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字金屋■■■■、畑、389 m²。譲渡人は、大分県大分市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 会長 | <p>次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> |
| 長城委員 | <p>仲津地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字東徳永■■■■、田、1,837 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 会長 | <p>次に、稗田地区の 3 件について地区委員より報告願います。</p> |
| 松本委員 | <p>稗田地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑、704 m²。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 4 番。物件の表示は、大字前田■■■■、畑、573 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号5番。物件の表示は、大字前田■■■■、田、3,554㎡。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されており、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 会長 | <p>次に、延永地区の1件について地区委員より報告願います。</p> |
| 富田委員 | <p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。物件の表示は、大字吉国■■■■、畑、353㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与契約を解除し所有権を戻すということで申請されており、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 会長 | <p>次に、椿市地区の2件について地区委員より報告願います。</p> |
| 沼口委員 | <p>椿市地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、2,047㎡。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さんと、福岡市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されており、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号8番。物件の表示は、大字長尾■■■■、田、983㎡、外1筆計1,716㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されており、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 会長 | <p>報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。</p> |
| | <p>－質疑なし－</p> |
| 会長 | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第109号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | <p>－全員挙手－</p> |
| 会長 | <p>全員賛成と認めます。よって、議案第109号、農地法第3条の規定による許可申請8件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第110号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>朗読します。議案第110号。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和7年12月10日提出。行橋市農業委員会会長</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>会長</p> | <p>石本浅夫。記、1 申請人 ■■■■、以下 2 件。以上です。</p> <p>議案の朗読が終わりました。最初に、今川地区の 1 件について地区担当職員より報告願います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字矢留■■■■、田、1,820 m²。転用理由としては、貸資材置場を設置するものです。内容は、貸資材置場 1,820 m²です。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書と隣地承諾所が添付されています。書類等完備しており、平成筑豊鉄道の豊津駅から 300m 以内にある第 3 種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| <p>会長 沼口委員</p> | <p>最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長尾■■■■、田、941 m²。転用理由としては、貸駐車場及び貸資材置場を設置するものです。内容は、貸駐車場 150 m²、貸資材置場 279 m²、その他 512 m²です。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書と隣地承諾所が添付されています。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>報告が全て終わりました。4 条関係についてご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p> |
| <p>会長</p> | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 110 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－全員挙手－</p> |
| <p>会長</p> | <p>全員賛成と認めます。よって、議案第 110 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 111 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>朗読します。議案第 111 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 2 件。以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> |
| <p>吉村委員</p> | <p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、行事五丁目■■■■、畑、142 m²、既存宅地 624.47 m²含みます。所有者は、行橋市■■■■</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>■■、■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約により賃借権を設定し、共同住宅を建築するものです。共同住宅1棟177.23㎡、駐車場62.90㎡、その他526.34㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 会長 | <p>最後に、泉地区の1件について地区委員より報告願います。</p> |
| 西本委員 | <p>泉地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、東泉三丁目■■■■、田、465㎡と東泉三丁目■■■■、田、331㎡、2筆計796㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、歯科医院を建設するものです。歯科医院118.54㎡、駐車場198.50㎡、その他478.96㎡。資金計画は、自己資金及び借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地で集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 会長 | <p>報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> |
| | <p>－質疑なし－</p> |
| 会長 | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第111号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | <p>－全員挙手－</p> |
| 会長 | <p>全員賛成と認めます。よって、議案第111号、農地法第5条の規定による許可申請2件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第112号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>朗読します。議案第112号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により下記の者の農業振興地域整備計画変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和7年12月10日提出、行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。以上です。</p> |
| 会長 | <p>議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>説明します。申請者は、行橋市■■■■、■■■■です。土地の所在は、大字道場寺■■■■、田、41㎡と大字稲童■■■■、田、36㎡と大字稲童■■■■、田、95㎡と大字稲童■■■■、田、59㎡と大字稲童■■■■、田、450㎡と大字稲童■■■■、田59㎡と大字稲童■■■■、田、3.38㎡と大字稲童■■■■、田、2.35㎡と大字稲童■■■■、田、2.62㎡と大字稲童■■■■</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>■■、田、5.08㎡の計10筆753.43㎡です。計画の変更目的は、稲童地区土地改良事業に伴う追加編入となっております。承認いただければ行橋市長へ意見書を送付いたしますので、本会議でも審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p> |
| 会長 | <p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p> |
| 会長 | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第112号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p> |
| 会長 | <p>全員賛成と認めます。よって議案第112号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第113号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第113号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、行橋市長より決定申請があったので本会の審議に附す。令和7年12月10日提出、行橋市農業委員会、会長石本浅夫。以上です。</p> |
| 会長 | <p>議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>説明します。こちらは農地法第3条ではなく、中間管理機構を通して行う農地の売買になります。申請地は受付番号1の筆番号1、大字延永■■■■、田、1,448㎡と受付番号1の筆番号2、大字延永■■■■、計2筆1,705㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。所有権の移転を受けるのは、行橋市■■■■、■■■■さんです。■■■■さんは認定農業者で、申請地の地区で担う者と位置付けられた方であり、中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する要件等を満たしております。承認いただければ案を取り行橋市長へ意見書を送付いたしますので、本会議でも審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p> |
| 会長 | <p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p> |
| 会長 | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第113号について、賛成の方の挙手をもとめます。</p> <p>－全員挙手－</p> |
| 会長 | <p>全員賛成と認めます。よって、議案第113号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。13番、吉村委員、1番、西本委員に署名願います。</p> |

以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。